

阿南税務署からのお知らせ

所得税などの確定申告は自分で作成してお早めに

確定申告は正しく期限内に……所得税・復興特別所得税及び贈与税の確定申告期間は、2月17日(月)～3月17日(月)です。また、消費税及び地方消費税(個人事業者)の申告と納税は、3月31日(月)迄です。申告書はご自分で作成し、できるだけ郵送等で早めに提出してください。

なお、確定申告書の用紙や確定申告書の書き方の手引き等の関係書類は、役場本庁税務課及び由岐支所住民室の窓口にも備え付けてあります(2月上旬以降)のでご利用ください。

申告相談会場は「阿南市商工業振興センター」です

次の期間中、税務署における所得税及び復興特別所得税、贈与税、個人事業者の消費税(特別地方消費税を含む。)の確定申告会場になります。

○期間 平成26年2月3日(月)～平成26年3月17日(月) (土・日・祝日を除く)
(この期間、阿南税務署庁舎内には申告相談会場を設けておりません。)

○場所 阿南市富岡町今福寺34-4
阿南市商工業振興センター2階展示ホール(高速バス乗り場・阿南商工会議所の建物)

○受付時間 午前9時～午後4時

e-Taxを使えば、こんなことが大変便利

○確定申告書等作成コーナーで申告書作成

国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」では、画面の案内に従って該当項目を入力することにより、所得税及び復興特別所得税、贈与税、個人事業者の消費税(地方消費税を含む)の申告書が作成できます。

(e-Tax ホームページアドレス <http://www.e-tax.nta.go.jp>)

作成した申告書は、直接、電子申告するかA4サイズの普通紙に印刷して郵送等で税務署に提出することができます。

なお、操作に関する不明な点は、当コーナー画面上部の「よくある質問」をクリックし、ご覧ください。

それでも解決できない場合は、次の「e-Tax・作成コーナーヘルプデスク」へお問い合わせください。

e-Tax・作成コーナーヘルプデスクの受付時間 (☎ 0570-01-5901)

○平成26年1月14日(火)～3月17日(月)

⇒午前9時～午後8時

(注) 土日及び祝日を除きます。ただし、2月16日、23日、3月2日、9日、16日の各日曜日については、上記受付時間での利用が可能です。

○上記以外の期間

⇒午前9時～午後5時

(注) 土日、祝日等及び12月29日～1月3日はご利用できません。